

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	植松 光徳（8）	<p>1. 富士市における救急医療体制の深化について</p> <p>救急医療は市民が安全・安心に地域社会で生活するための重要なセーフティネットの一つであり、アクセス時間（発症から医療機関で診療を受けるまでの時間）内に適切な医療機関に到着することが患者の生命予後を左右します。富士市でもこの救急医療体制を守るため、各機関の努力により体制の維持構築が図られています。しかし、救急受入れ困難事案、いわゆる630問題は依然として県内ワーストワンであり、市民が安心して医療を受けられる体制は整っておらず、なぜ問題が解決しないのか、進捗しないのかをさらに深く検討すべきであると考えます。そこで、以下質問します。</p> <p>(1) 630問題の現状の再確認として、当局から発生時間、症例・疾病・傷病程度に応じた内訳、救急搬送された患者の最終的な搬送先などの件数が示されている。これらの結果を踏まえ、どのように分析し、どのような点を課題と捉えているか。</p> <p>(2) 二次救急医療機関である中央病院に搬入要請のあった患者の受入れ状況について。</p> <p>① 救急外来の診察室が満室または医師・看護師等の人員不足により、新たな救急患者を一時的に受け入れることが困難となり、救急サスペンドな状態はどのくらいあったのか。</p> <p>② 患者が救急医療用の病床を長期間使用することで、新たな救急患者を受けられない出口の問題はどのくらいあったのか。</p> <p>③ 断らない救急医療体制の構築に向けてどのような対策が講じられたのか。</p> <p>(3) 救急要請があった際の対応について。</p> <p>① 消防指令センターにおけるオペレーターの判断基準、現場到着し搬送されるまでの救急隊員・搬送要請先医療機関の判断基準といった救急搬送における共通マニュアルは整備されているのか。</p> <p>② 救急搬送の現場から直接医師に電話がつながるようなホットラインは構築されているのか。</p> <p>(4) 救急医療体制構築及び630問題解消のため、県や市の行政、関係医療機関、消防、保健所、各関係団体等の協議の場はどのように開かれているのか。</p> <p>(5) 現在の救急医療課題を改善するため、地域全体での救急患者受入れ体制を整備する必要があると考える。令和4年9月定例会における答弁では、「助成制度の検討に当たっては、搬送困難事案が多い平日昼間の時間帯にどのような対策を講じれば救急患者の受入れが可能となるのか、まずは市医師会など関係機関と協議を行う」、「協議の結果を踏まえて、助成制度が630問題の解決に向けた効果的な施策となり得るのかどうか、きちんと見極めた上で実施を判断する」</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
3	植松 光徳（8）	とじていたが、その後の進捗状況はいかがか。	市 長 及 び 担 当 部 長